

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について
2024年10月末日時点

○東京都ガイドラインへの対応状況

【凡例】	
対応済	：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む
代替措置実施済	：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの
対応予定	：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、 現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む
-	：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

東京都ガイドライン	対応状況	対応内容
第3 2 都は、大会運営組織に対して未来の東京につながるレガシーや大会への参画についての視点を盛り込んだ開催ビジョンの策定を求める。	対応済	・「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる”共生社会の実現」等、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ大会ビジョンを策定するとともに、ビジョンを踏まえた開催基本計画を策定（令和5年11月） ・開催基本計画はホームページで公表 https://deaflympics2025-games.jp/main-info/about/pdf/deaf_foundation-plan.pdf
第4 1(1)①(ア) 外部専門家を含む、多様な委員で構成された役員等選考委員会設置	対応済	・ろうあ連盟デフリンピック運営委員会委員の選任にあたっては、外部有識者を含む委員で構成する「運営委員会運営委員選考委員会」を設置 ・委員の追加・変更に際しては、当該委員会を開催
第4 1(1)①(イ) 外部理事・女性理事の目標割合、各役員の役割などを定めた、役員等の選任を行うための方針（役員等選任方針）の策定及び選任理由等に関する情報の公表	対応済	・運営委員の選任に係る考え方や基本方針、求められる資質、努力目標割合（障害当事者の割合を40%以上、女性の割合を40%以上、外部委員の割合を25%以上）などを定める「デフリンピック運営委員選考規程」を策定 https://www.deaflympics2025.com/org/oc/regulations (現在の人数) 運営委員の総数 8人 障害当事者委員 37.5% 外部運営委員 75% 女性運営委員 62.5% ・委員の選任理由等に関する情報を公表
第4 1(1)①(ウ) 各理事等が風通しの良い組織風土の形成やリスク管理などの基本的役割、職責、関係法令等を認識するような、行動規範の策定及び就任時の誓約書の提出並びに行動規範・誓約書の公表	対応済	・「デフリンピック運営委員選考規程」において、委員に共通して求められる資質として、コンプライアンスに関する知識等を有することを規定し、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解等がある候補者を選任 また、コンプライアンス推進にかかる基本方針、教育研修計画等を年内に策定し、コンプライアンスの推進に関する共通認識を深化 ・運営委員等が法令等の遵守はもとより公正で責任ある行動をとるよう「役員等行動規範」を策定し、公表 ・役員等行動規範をはじめ、法令並びに定款、各種規程等を遵守し、公正かつ誠実に職務を全うすることの誓約書を策定し、公表 ・運営委員等から誓約書を徴取 定款： https://www.jfd.or.jp/about/teikan 行動規範： https://www.deaflympics2025.com/org/oc/regulations
第4 1(1)①(エ) 機動的な業務執行の視点に立った理事会等の適正な規模を検討 など	対応済	・運営委員会は「デフリンピック運営委員選考規程」に基づき、必要不可欠かつコンパクトで機能する規模により運営 ・【運営委員会委員規模】委員 8名
第4 1(1)②(ア) コンプライアンス委員会を組織内に設置	対応済	・コンプライアンス委員会規程を策定 https://www.deaflympics2025.com/org/oc/regulations ・毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、令和5年度はコンプライアンス委員会を2回開催、令和6年度においても同委員会を2回以上開催予定
第4 1(1)②(イ) コンプライアンス委員会と監事等の間で相互に適切な情報共有が行える体制の構築	対応済	・コンプライアンス委員会の検討内容は理事会に報告するとともに、理事会に対して助言・提言を行う仕組みを構築 ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化のため、意見交換を実施するなど、監査実施者等と密に連携し、情報共有等を実施
第4 1(1)②(ウ) 就任時・採用時を含む役員等への継続的なコンプライアンス教育や職場における意識啓発に向けた取組の実施	対応済	・令和6年度コンプライアンス推進計画を策定 https://www.deaflympics2025.com/wp-content/uploads/2024/04/comp-20240320-suishinkeikakuan.pdf ・年度研修計画を策定し、役員員へコンプライアンス研修を年2回実施 ・チェックシートによるコンプライアンス遵守状況の確認するなど、理解促進及びコンプライアンス気運を醸成
第4 1(1)②(エ) 通報者の保護に配慮し、通報しやすい仕組みを備えた内部・外部の窓口設置	対応済	・内部通報規程において、通報者保護について規定 https://www.deaflympics2025.com/org/oc/regulations ・独立した通報窓口として外部窓口を設置 ・通報窓口には男女を配置し、対応者を選択できる体制や匿名による通報を可能にするなど、通報しやすい仕組みを構築

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について
2024年10月末日時点

○東京都ガイドラインへの対応状況

【凡例】	
対応済	：既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む
代替措置実施済	：直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの
対応予定	：対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、 現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む
-	：何らかの理由で適用の対象外となっているもの

東京都ガイドライン	対応状況	対応内容
第4 1(1)③(ア) 契約・調達制度の構築	対応済	・利益相反の該当性がある契約・調達案件について、外部有識者（弁護士）等で構成される利益相反管理委員会において、契約締結の妥当性を審査する仕組みを構築 ・指名業者等選定委員会規程を策定 ・工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務が円滑かつ合理的に行われるため、これらに関する手続きを定める契約事務規程を策定 https://www.deaflympics2025.com/org/oc/regulations
第4 1(1)③(イ) 契約と調達を、収入・支出の両面において事前・事後に内容・プロセス等を監督する、外部の専門家を含む契約・調達管理委員会を設置	対応済	・利益相反の該当性がある契約・調達案件について、外部有識者（弁護士）等で構成される利益相反管理委員会において、契約締結の妥当性を審査する仕組みを構築 ・指名業者等選定委員会規程を策定 ・工事、設備、物品、役務等の契約・調達業務が円滑かつ合理的に行われるため、これらに関する手続きを定める契約事務規程を策定 https://www.deaflympics2025.com/org/oc/regulations ・外部からの重層的なチェックを実施するために、外部委員が参画する「契約・調達管理会議」を東京都、ろうあ連盟、運営委員会及び東京都スポーツ文化事業団で共同設置
第4 1(1)③(ウ) マーケティング業務の委託等に関する方式の検討経緯や選択理由等の公表	-	・協賛金についてはスポーツ文化事業団にて実施
第4 1(1)③(エ) 内部監査、監事監査、会計監査人監査の連携による「三様監査体制」の構築(特に内部監査部門と監事・会計監査人が連携できる仕組みの構築)	対応済	・連盟監事は監査報告書を作成し評議員会資料公表（本部事務所で閲覧のみ公開） ・監査実施者を中心に、監事・公認会計士が密に連携した三様監査体制を構築、監査機能を強化 ・年2回、監事、公認会計士及び監査実施者でリスク認識や監査状況等について意見交換を実施 ・監事、公認会計士及び監査実施者の三者がそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を実施
第4 1(1)③(オ) 不正の未然防止、早期発見のためのリスクアプローチの監査手法の導入	対応済	・監事、公認会計士及び監査実施者の三者がそれぞれリスクを評価し、リスクが高いと想定される事項を優先して監査を実施
第4 1(1)④(ア) 国際スポーツ大会の特性等を踏まえた利益相反取引に関する規程の制定	対応済	・公平性・公正性を確保するため、利益相反管理規程を策定し、利益相反取引の管理や体制について規定 https://www.deaflympics2025.com/org/oc/regulations
第4 1(1)④(イ) 人材登用における、専門性を有する人材の直接雇用の活用等、民間企業からの出向者受入れに頼らない工夫。出向者を活用せざるを得ない場合における、ポストや業務内容、権限の公表等	対応済	・採用する場合は、外部有識者で構成される利益相反管理委員会において、利益相反取引等に該当するおそれがある場合等は、当該案件の適正性等を審査
第4 1(1)④(ウ) 利益相反の該当性をチェックできる仕組みの構築	対応済	・理事から独立した利益相反管理委員会を設置 ・契約・調達や職員採用等の実施に当たって利益相反の該当性がある場合、利益相反管理委員会が必要な調査を行い、適正性等を審査
第4 1(1)④(エ) 利益相反取引に関し、役職員への継続的な教育や取引の適正性を管理できる仕組みの構築	対応済	・役職員から着任時に利益相反に関する自己申告書を徴取 ・役職員に対して研修を実施するとともに、四半期ごとに利益相反管理チェックシートにより遵守状況を確認 ・利益相反管理委員会において、利益相反取引等に該当する恐れがある場合等は、当該案件の適正性等を審査
第4 1(1)⑤(ア) 法定事項に加え、理事会の意思決定プロセス等、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項に関する、積極的な情報発信	対応済	・法令に基づき開示が求められる情報以外についても主体的に開示（運営委員会での決定事項・監査報告等） ・情報公開規程策定 https://www.deaflympics2025.com/org/oc/regulations
第4 1(1)⑤(イ) 都の条例に準じた情報公開制度を導入する等、公開を基本としつつ、非公開とする必要がある情報については、その理由を含め考え方を丁寧に説明	対応済	・都の条例に準じた情報公開要綱を策定 ・非開示の場合は非開示理由を記載するよう規定 ・一般財団法人であるが、公益財団法人が公益法人認定法に基づき事務所に備え置くべき書類に準じて、公表
第4 1(1)⑤(ウ) 非公開情報についても、情報公開とは別の方法で、その公正性を担保できる仕組みを構築	対応済	・情報開示に関しての知識等のある者や外部有識者から構成される情報公開審査会において、開示請求に係る非開示情報の業務の妥当性を審査
第4 1(1)⑥ 危機管理マニュアルを策定した上での、有事のための危機管理体制の構築及び不祥事発生時の最適な調査体制の構築並びに大会運営組織の解散後も含めた、具体的な対応方針等に係る関係当事者間の事前整理	対応済	・不祥事発生時の報告体制及び調査体制等を記した危機管理マニュアルを策定 ・個々のリスクの発生可能性や影響力、対応策等についても規定
第4 1(1)⑦ 禁止行為、処分対象者、処分内容及び手続等に関する、実効性を備えた懲罰規程の策定及び周知	対応済	・処分手続等について懲戒審査委員会設置要綱を策定 https://www.deaflympics2025.com/org/oc/regulations ・コンプライアンス研修を実施し、組織内に周知

デフリンピックにおけるガバナンスの確保について
2024年10月末日時点

○東京都ガイドラインへの対応状況

【凡例】	
対応済	: 既に対応が完了しているもの、今後対応を継続するものを含む
代替措置実施済	: 直接的に適用できないが、それに代わる措置を実施済みのもの
対応予定	: 対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、 現在対応方針を検討中であり今後対応を行う予定のものを含む
-	: 何らかの理由で適用の対象外となっているもの

東京都ガイドライン	対応状況	対応内容
第4 2(2)① 国際スポーツ大会の基本計画、開催ビジョン等の策定、都と連携した事業の実施、大会実施を阻害するリスクの管理計画、他大会運営上の重要事項について、都及び大会運営組織で事前に協議の上、具体化を図る。	対応済	・ 「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる”共生社会の実現」等、東京の発展に寄与する観点を盛り込んだ大会ビジョンを策定するとともに、ビジョンを踏まえた開催基本計画を策定（令和5年11月） ・ 開催基本計画はホームページで公表 https://deaflympics2025-games.jp/main-info/about/pdf/deaf_foundation-plan.pdf
第4 2(4)①(ア) 財政支出を行う場合、大会運営組織に対し、都と大会運営組織が共同でチェックを行う仕組みを整備する	-	・ 公的資金対象外
第4 2(4)①(イ) 必要と認められる場合には、大会運営組織に対して、大会準備状況や収支等に関する報告を求めるとともに、必要に応じて是正を求めるとする。	対応済	・ 2024年度事業計画及び予算書を策定し、公表 https://www.deaflympics2025.com/wp-content/uploads/2024/03/20240306-2025dlpc-oc-shiryo.pdf ・ 大会全体の収支計画を示す大会の財政計画を令和5年12月に公表 https://deaflympics2025-games.jp/main-info/budget/docs/deaf_planned-budget.pdf